



鳥取県公報

平成17年10月25日(火)
第7732号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (799) (米子保健所) 1
	大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (800) (経済交流課) 1
	保安林の指定の解除 (801) (森林保全課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (802・803) (〃) 3
調達公告	一般競争入札の実施 (福利厚生室) 4
	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) 6
	一般競争入札の実施 (管理課) 9
	公募型指名競争入札の実施 (空港港湾課)12
	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課)14
	落札者の決定 (2件) (病院局総務課)16
正 誤	平成17年 8月19日付鳥取県規則第87号中訂正.....17
	平成17年 7月12日付鳥取県規則第75号中訂正.....19

告 示

鳥取県告示第799号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月25日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	指定年月日
竜ヶ山こどもファミリークリニック	境港市三軒屋町4250 - 3	平成17年10月24日

鳥取県告示第800号

平成17年鳥取県告示第625号 (大規模小売店舗の新設の届出について) により告示したホームプラザナフコ米子東店に係る大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年10月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見書を提出した市

米子市

2 米子市の意見の概要

(1) 騒音の防止について

ア 朝及び夜の駐車場内における自動車騒音及び暴走行為により発生する騒音並びに荷さばき作業により発生する騒音に注意すること。

イ 空調機等の室外機から発生する騒音に注意すること。

(2) 街並みづくり等への配慮について

ア 米子市景観形成条例（平成17年米子市条例第144号）第17条に規定する大規模行為の届出を行うこと。

イ 照明が民家に当たらないようにし、店舗が発する光による被害の発生に注意すること。

(3) 交通について

国道9号線から市道佐陀本線への右折進入について、渋滞防止及び安全確保のため右折車線の設置が必要である。

(4) 防災対策への協力について

災害時における生活物資の調達に関する協定について米子市が締結を求める場合は、それに応じていただきたい。

(5) その他

ア 米子市法定外公共物管理条例（平成17年米子市条例第138号。以下「条例」という。）に規定する法定外公共物に排水等を行う場合は、条例に基づく申請を行うこと。

イ 鳥取県開発事業指導要綱（昭和60年7月12日付発土第76号）に基づき、米子市と開発協定を締結すること。

ウ 道路法（昭和27年法律第180号）第24条に規定する道路管理者の承認を受けること。

3 縦覧に供する期間

平成17年10月25日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

鳥取県告示第801号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年10月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市気高町浜村字西濱783の207から783の209まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、783の226（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第802号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年10月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の1、2232の64から2232の111まで、鹿野町水谷字太郎右衛門谷東平1016、1017の1から1017の5まで、1018、字稗山1019の1から1019の5まで、字西ノ谷之奥1028の2から1028の4まで、字土落1110の1から1110の5まで、字御崎谷1114の2、1114の3、1114の5、1114の6

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第803号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年10月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字明谷山91、91の3、91の14から91の17まで、91の20から91の22まで、91の31、92、字新田山486の7、486の9（次の図に示す部分に限る。）、486の67、486の70から486の72まで、486の90から486の94まで、486の95（次の図に示す部分に限る。）、486の96から486の111まで、486の113、486の133、486の136、486の137、486の140、486の142、丸山字桜子峠1・字桜子峠平ラ2・字桜子奥3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字大林山1284の1から1284の3まで、1284の4（次の図に示す部分に限る。）、1285、1286の1（次の図に示す部分に限る。）、1286の2、霞字炭ヶ塔222の3、222の17（次の図に示す部分に限る。）、222の18、222の19、222の21から222の23まで、222の48、222の51、222の52、222の55、222の56、字桜子奥

223の1・223の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、223の3、223の5から223の8まで、223の11から223の19まで、223の21、字鳥木山502の1、502の2、503、河上字長陽1143の1、1143の2、1144の1から1144の3まで、三栄字大林山1279、1282の1、1282の2、1282の8から1282の14まで、1282の15・1282の16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1282の17から1282の56まで、1282の57（次の図に示す部分に限る。）、1282の58から1282の80まで、1282の81から1282の87まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、1282の88から1282の90まで、1282の95、1282の97、1282の101・1287（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、宮内字壘岩1320、字塚原大ゾウリ1321、1322、字鬼林山1337の1・1337の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字大平ル1338、1339（次の図に示す部分に限る。）、1340から1343まで、字大菅谷1346の5（次の図に示す部分に限る。）、字ノマツ1418の1、1418の2、字アダ馬渡1419の1、1419の2、1420の1、1420の2、字奥馬渡1421の1、1422の1から1422の3まで、字東山1423の1から1423の12まで、字蛇ヶ喰1424から1426まで、字カリヤ床1427の1から1427の3まで、1428、字本谷1429の1、1429の2、1429の7、1438、1439の1（次の図に示す部分に限る。）、1439の2、1439の3、神福字大谷山1888の1（次の図に示す部分に限る。）、1889、字塩滝山2069の1、2069の2、2069の11、2069の12、2069の16から2069の19まで、2069の33、2069の34、2069の88・2069の100（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2069の101から2069の105まで、2069の106・2069の107・2069の120から2069の122まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、2069の123、2069の124、2069の130から2069の132まで、2069の133（次の図に示す部分に限る。）、2069の159、2069の161、2069の163、2069の165、2069の166、豊栄字名谷奥下タノ谷760から763まで、764の1、764の2、766の1、767の1、768から772まで、字陽山1357の1、1357の2（次の図に示す部分に限る。）、1357の3から1357の43まで、1357の44（次の図に示す部分に限る。）、1357の45から1357の49まで、1357の50（次の図に示す部分に限る。）、1357の52、1357の54、1357の55、1357の59、1357の60、1357の62から1357の65まで、1357の67、1357の69、字名谷山1369の1（次の図に示す部分に限る。）、1369の3から1369の5まで、1369の6・1369の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1369の11、1369の19、1369の21、1370、字若杉1397の1、1397の6（次の図に示す部分に限る。）、1397の8から1397の17まで、1397の19（次の図に示す部分に限る。）、1397の20から1397の24まで、1397の26、1397の27、1397の29から1397の31まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県が所有する自動車の自動車任意保険加入契約 1,323台

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち役務に係るものを有すること。

(3) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第1項の規定による損害保険業の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けているものであること。

(4) 鳥取県内に2箇所以上の事故処理の拠点を有し、かつ、任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。

(5) 平成17年10月25日（火）から同年12月1日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 資格に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部福利厚生室 電話0857 - 26 - 7039

4 入札説明書

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成17年10月25日（火）から同年11月1日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

3に同じ。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を持参し、2の資格に適合すること及び入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を提出しなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

平成17年10月25日（火）から同年11月10日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

3に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参することとし、郵送等による提出は不可とする。

(2) 入札執行の日時

平成17年12月1日(木) 午前10時

(3) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

(4) 入札保証金

入札者は、入札に参加する前に、入札見積金額の100分の5以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 入札保証金の納付

イ 入札保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。7(2)ウにおいて同じ。)の保証

(5) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した保険商品を提供できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 入札に当たっての留意事項

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めるときは、入札の執行を中止することがある。

7 入札後の留意事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関の保証

8 契約担当部局

3に同じ。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(3) 資料作成及び加入保険の内容に関する説明会は、行わない。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品	ノート型コンピュータ	779台
	レーザープリンタ	10台
イ 購入物品	ソフトウェア	一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年2月1日から平成22年1月31日まで

(4) 納入期限

平成18年1月31日(火)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうちリース又はレンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年11月24日(木)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年10月25日(火)から同年12月5日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857-26-7613

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857 - 26 - 7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年10月25日(火)から同年11月9日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限ることとし、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年12月5日(月)午後2時(ただし、郵便による入札書の受領期限は、同月2日(金)午後5時までとする。)

鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年11月17日(木)午後2時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無
無

(6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products
779sets of notebook - type computers to be leased
10sets of laser beam printers to be leased
779sets of softwares to be purchased
- (2) 2 : 00 PM 17, November, 2005 : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) 2 : 00 PM 5, December, 2005 : Time - limit for submission of tenders
5 : 00 PM 2, December, 2005 : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact point for the notice : New Public Management Division
Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570
Japan
TEL : 0857 - 26 - 7613
E - mail : gyouseikeiei@pref. tottori. jp

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 第2大名2期地区農免農道加茂1号橋上部工事（補助）
- (2) 工事場所 西伯郡大山町加茂
- (3) 工事の構造及び規模
橋梁上部工
鋼 ラーメン橋（製作及び架設） 延長88メートル 幅員5.5（6.5）メートル
橋梁下部工
受台 2基
仮橋工
撤去 84メートル
- (4) 工 期 着工日から平成18年11月30日まで
- (5) 予定価格 262,353,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鋼構造物工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成17年11月17日（木）において、平成16年鳥取県告示第878号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく鋼橋に係る一般競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有していること。

- (4) 平成17年11月8日(火)から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(建設業法第27条の23第1項の審査をいう。以下同じ。)を受け、その結果に基づき、平成17年11月8日(火)までにあらためて入札参加資格を付与されていること。
- (6) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (7) 経営事項審査(審査基準日が平成15年10月1日から平成16年9月30日まで(合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成17年11月8日まで)の間にあるものに限る。以下同じ。)の結果における鋼橋上部工事の総合評定値(建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。)が、1,000点以上であること。
- (8) 平成8年度以降に工事が完成し、かつ、引渡し完了している主構造(鋼床板、付属品等を除く。)に係る製作重量が200トン以上の鋼道路橋の上部工の製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者としてのものに限る。
- (9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間(工場製作に係る期間を除く。)中主任技術者又は監理技術者(以下「技術者等」という。)として専任で配置することができるものを有すること。
- ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、応募書類の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者であること。
- イ 平成8年度以降に同種工事を元請として施工した者の技術者等として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等としてのものに限る。
- ウ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者(以下「1級土木施工管理技士」という。)であり、かつ、鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証(以下「監理技術者資格者証」という。)の交付を受け、かつ、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者にあつては、同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講し、その講習に係る修了証の交付を受けた者であること。

3 入札に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部管理課建設業係 電話0857 - 26 - 7347

4 入札説明書

この公告に記載されていない事項については、入札説明書(設計図書を含む。以下同じ。)によるものとし、次により入手するものとする。

(1) 入札説明書の入手方法

入札説明書(図面を除く。)は、平成17年10月25日(火)から同年11月8日(火)までの間にインターネットのホームページ(http://nyusatsu.pref.tottori.jp/ppi_top.htm) (以下「県HP」という。)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成17年10月25日(火)から同年11月8日(火)までの日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

5 応募方法

この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札説明書に基づき作成した応募書類を次により提出するものとする。また、入札参加希望者は、応募書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)のアに同じ。

(2) 提出方法

応募書類に記載すべき事項を県HPの電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に入力し、送信するものとする。ただし、応募書類の中に、当該応募書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算器による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録するためには記録媒体に1メガバイトを超える容量が必要となるもの又は正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているものがあるときは、応募書類のすべてを持参するものとし、電子入札画面に入力する方法との併用は認めない。この場合において、入札参加希望者は、電子入札画面に次に掲げる事項を入力するものとする。

ア 持参する旨

イ 持参する書類の目録

ウ 持参する書類のページ数

(3) 持参する場合の提出場所

3に同じ。

6 入札参加資格の申請

5により応募書類を提出する時において、入札参加資格を有していない入札参加希望者は、5に定める応募書類の提出に加え、入札参加資格告示に基づき一般競争入札に係る入札参加資格の申請を次により行うこと。この申請の結果については、平成17年11月17日（木）までに申請者に別途通知する。

(1) 申請期間及び時間

4の(1)のアに同じ。

(2) 提出場所

3に同じ。

(3) 提出方法

持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとし、平成17年11月8日（火）の午後4時までには到着したものに限り受け付ける。

7 応募書類等の審査

入札参加希望者のうち、2に掲げる要件を満たしていることが確認された者は、この入札に参加することができる。当該確認がされたか否かについては、平成17年11月17日（木）までにすべての入札参加希望者に通知する。

8 入札手続等

(1) 入札方法

本件工事の入札方法は、電子入札（鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第12条第2項に規定する電子入札をいう。以下同じ。）によるものとし、持参、郵送又は信書便による入札は、認めない。ただし、やむを得ない事由により紙入札（電子入札以外の入札をいう。）を認められた者は、鳥取県県土整備部建設工事等紙入札執行要領（平成11年7月9日付管第223号）に定めるところによること。

(2) 入札書提出期間

平成17年11月17日（木）から同月29日（火）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後6時まで。

なお、入札説明書に関する質問に対しては、平成17年11月24日（木）までに回答することとしているが、当該期限前に入札書を提出した場合においても、入札書の変更は認めないので注意すること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 開札の日時

平成17年11月30日（水）午前10時

イ 場所

3に同じ。

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札の無効

2に掲げる要件を満たしていない者のした入札、応募書類等に虚偽の記載をした者の入札、鳥取県県土整備部建設工事等電子入札執行要領（平成17年5月16日付第200500002083号）第9条第3項に該当する者のした入札及び鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

1の(5)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 契約担当部局

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部管理課総務係 電話0857 - 26 - 7345

10 その他

(1) 契約の手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 2に掲げる要件を満たす入札参加希望者が1者しかない場合は、本件入札を中止する。

(3) 応募書類の作成及び工事内容に関する説明会は、行わない。

(4) 応募書類は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(5) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(6) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の架設を実施する期間中、2の(9)に掲げる技術者等に加え、2の(9)のAに掲げる基準を満たす1級土木施工管理技士を専任で配置することを求める。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年10月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業務名

鳥取空港除雪業務

(2) 業務の内容

本件業務は、鳥取空港の滑走路、誘導路、駐車場等の除雪作業を行うものであり、原則として、県の保有する除雪機械を使用して行う機械除雪並びに受託者所属の人員及び器具を使用して行う人力除雪により行うものとする。ただし、必要に応じ、借上げ機械（受託者が自ら保有し、又はリース契約（リース期間が2の(3)の競争入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用する除雪機械をいう。）を使用して除雪を行う場合もある。

(3) 履行期間

平成17年11月から平成18年3月29日まで

(4) 履行場所

鳥取市湖山町西四丁目110 - 5（鳥取空港内）

2 応募書類等の提出ができる者

応募書類及び入札参加資格確認書類（以下「応募書類等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 平成17年鳥取県告示第677号（除雪業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 平成12年度以降に国又は地方公共団体が発注した除雪業務を履行した実績を有する者であること。

(6) 本件業務の履行期間中、次に掲げる職員を確保できる者であること。

ア 機械により除雪を行う大型免許を有する運転手14名以上及び大型特殊免許を有する運転手2名以上並びに人力により除雪を行う作業員5名以上。ただし、機械により除雪を行う運転手のうち8名は、発注者の要請後1時間以内に機械による除雪に係る初動の体制をとることができるものであること。

イ 平成12年度以降に国又は地方公共団体が発注した除雪業務の実務の指導又は指揮の実績がある常駐できる除雪指導員

(7) 平成17年10月25日（火）から同年11月7日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

3 応募書類等の作成及び提出

(1) 応募書類等作成要領の交付

応募書類等作成要領は、次により交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年10月25日（火）から同年11月7日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市湖山町西四丁目110 - 5 鳥取県鳥取空港管理事務所管理係

(2) 応募書類等の提出

本件入札に参加を希望する者は、応募書類等作成要領に基づき作成した応募書類等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 応募書類等の審査

提出された応募書類等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県鳥取空港管理事務所管理係（電話番号0857 - 28 - 1150）とする。

(2) 応募書類等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 応募書類等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 応募書類等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、応募書類等の提出があっても指名されらるゝとは限らない。

(5) 応募書類等その他提出された書類は、返却しない。

(6) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された応募書類等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第3種中間検査 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成17年12月14日（水）から平成18年1月17日（火）まで

(4) 履行場所

落札者が所有するドライドック(乾船渠)

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、船舶部品及び修理に係るものを有すること。
- (3) 平成17年10月25日（火）から同年12月5日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成5年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数200トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) ドライドック（乾船渠）を所有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒684 - 0043 境港市竹内町925
鳥取県立境港総合技術高等学校
電話 0859 - 45 - 0411

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成17年11月22日（火）午後1時30分
鳥取県立境港総合技術高等学校応接室

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年12月5日（月）午前10時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日（金）午後5時までとする。）

鳥取県立境港総合技術高等学校応接室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年11月28日（月）午後5時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : The third class intermediate survey of the training vessel Wakatori maru 1 set

(2) November 28, 2005 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 5 , 2005 10 : 30 AM : Time - limit for submission of tenders

December 2 , 2005 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Sougougijyutsu High School 925 Takenouchi - cho Sakaiminato - shi 684 - 0043 Japan TEL : 0859 - 45 - 0411

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月25日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量 | 心臓手術用カテーテル（冠動脈用ステントセット再狭窄 ^{さく} 抑制型）280本 |
| 2 | 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 | 落 札 日 | 平成17年9月21日 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 有限会社メディス
鳥取市北園二丁目200 |
| 5 | 落 札 金 額 | 1本につき387,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入 札 公 告 日 | 平成17年8月12日 |

- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県病院局総務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月25日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立厚生病院改築等工事（建築）
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成17年9月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 鳥取県立厚生病院改築等工事（建築）大成建設・井木組・高野組共同企業体
広島県広島市中区小町2 - 30
- 5 落札金額 2,772,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成17年7月29日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県病院局総務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

正 誤

平成17年8月19日公布の鳥取県規則第87号（鳥取県名古屋事務所の設置等に伴う関係規則の整備等に関する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4

欄 右欄及び左欄

行 下から5から21まで

所 属 名	事 項		事 務 処 理 権 限 の 区 分						
	種 類	内 容	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者			
			知 事	部 長	課 長	部 長	課 長	地方機関の長又は総合事務所の局長	
					地方機関の長又は総合事務所の局長			地方機関の長又は総合事務所の局長	地方機関の長又は総合事務所の局長の名称

正 所 属 名	事 項		事 務 処 理 権 限 の 区 分						地方機関 の長の名 称	
	種 類	内 容	知 事	専決権者			委任決裁権者			
				部	課	地方 機関 の長	部	課		地方 機関 の長
				長	長	の長	長	長		の長

頁 5

欄 右欄

行 51から66まで

誤

景観まちづくり課		一～二十一 略					
二十二	地方住宅供給公社法（昭和40年法律第24号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第27条の規定による事業計画及び資金計画の承認並びに当該承認についての国土交通大臣への協議					
		2 同法第40条第1項の規定による地方公社への立入検					

正

景観まちづくり課		一～十九 略					
二十	地方住宅供給公社法（昭和40年法律第24号）に基づく知事の権限に属する	1 同法第27条の規定による事業計画及び資金計画の承認並びに当該承認についての国土交通大臣への協議					
		2 同法第40条第1項の規定による地方公					

